

世田谷区告示第 6 5 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 1 4 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和 8 年 2 月 1 3 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

1 2 - G 0 9 2

2 廃止する起終点

世田谷区三宿一丁目 1 6 1 番 3 地先無番

3 廃止の期日

令和 8 年 2 月 1 3 日

案内図



廃止する区管理道路線

街区

三宿一丁目 19番

